

作成日 2025/07/01
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	エタノール 99.5% 1級
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
推奨用途	試薬
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の判断を仰ぐこと
整理番号	M250815

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肝臓) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(中枢神経系)

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H225 引火性の高い液体及び蒸気
H320 眼刺激
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)

容器を接地しアースをとること。(P240)
 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
 火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
 静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)

応急措置

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
 皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)

保管

火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)

廃棄

施錠して保管すること。(P405)
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
エタノール	99.2wt%以上(99.5vol%以上)	不明	(2)-202	既存	64-17-5

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに、全ての汚染された衣類を取り去ること。多量の石鹼と水で優しく洗うこと。医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合	<p>水で数分間注意深く洗うこと。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けること。</p>
飲み込んだ場合	<p>口をすすぐこと。 直ちに医師の診断、手当てを受けること。</p>
5. 火災時の措置	
消火剤	水、粉末、泡(耐アルコール泡)、炭酸ガス
使ってはならない消火剤	棒状注水
特有の危険有害性	<p>加熱により容器が爆発するおそれがある。 消火後再び発火するおそれがある。</p>
特有の消火方法	<p>初期の火災には、大量の水噴霧、又は粉末、炭酸ガス等の消火器による消火を行う。大規模火災には、泡(耐アルコール泡)消火剤を用いて空気を遮断する。</p>
消火を行う者の保護具及び予防措置	<p>消火作業の際は、適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。</p>
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	<p>関係者以外の立入りを禁止する。 作業者は適切な保護具を着用する。</p>
環境に対する注意事項	<p>地面、河川、湖沼等に流入しないようにする。</p>
封じ込め及び浄化の方法及び機材	<p>漏出物は密閉できる空容器に回収し、安全な場所に移す。乾燥砂、土、その他不純物のものに吸収させて回収する。付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処理する。</p>
二次災害の防止策	<p>浸透性及び揮発性があるので、付近の着火源となるものは速やかに取り除く。</p>
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	技術的対策
	<p>「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 静電気対策のため、装置、機器等の接地を確実にを行う。</p>
	安全取扱注意事項
	<p>局所排気、全体換気を行う。 みだりに火気その他点火源となる恐れのあるものに接近させ若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面等の保護具を着用すること。 容器を密閉し、転倒、落下、衝撃を加える取扱いはしないこと。</p>

	混触回避	炎、火花または高温体との接触を避ける。
	衛生対策	この製品を使用するときは飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	安全な保管条件	着火源から離して保管すること。 火気その他危険な場所から遠ざけ通風をよくし、温度、湿度、遮光に注意し、暗所に保管する。 消防法の第1類及び第6類の危険物との混合貯蔵は禁止。施錠して保管すること。
	安全な容器 包装材料	消防法で規定されている容器を使用すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
エタノール	未設定	未設定	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
エタノール	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策
静電気対策のため、装置などは接地し、電気機器類は防爆型を使用する。
排気装置を設置し、蒸気が滞留しないようにする。

保護具	呼吸用の保護具	密閉された場所では送気マスクを着用する。
	手の保護具	保護手袋
	眼、顔面の保護具	保護眼鏡
	皮膚及び身体の保護具	帯電防止衣服、安全靴等

9. 物理的及び化学的性質

(エタノール100%として)

物理状態	液体
形状	液体
色	無色透明、揮発性の液体
臭い	特有の芳香
融点/凝固点	-114°C・データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	78.32°C、データなし
可燃性	着火源があると爆発する
爆発下限界及び爆発上限界 下限 /可燃限界	3.3vol%
	上限
引火点	13°C(密閉)/18°C(開放)
自然発火点	439°C
分解温度	データなし
pH	特定の数値を有しない

動粘性率	データなし
溶解度	水と混和する
n-オクタノール／水分配係数	logPow -0.32
蒸気圧	5878Pa(20°C)
密度及び／又は相対密度	0.78493g/mL(25°C)
相対ガス密度	1.6(空気=1)
粒子特性	非該当

10. 安定性及び反応性
反応性

通常取り扱いにおいて安定である。

化学的安定性

通常取り扱いにおいて安定である。

危険有害反応可能性

硫酸、硫酸銀、硫酸第二水銀、過塩素酸マグネシウムなどの酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。

避けるべき条件

高温への暴露

混触危険物質

強酸化剤

危険有害な分解生成物

一酸化炭素

11. 有害性情報

急性毒性

経口

急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

経皮

急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

吸入

(気体)

GHS定義による気体ではない。

(蒸気)

急性毒性推定値が50000ppm超のため区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

(粉じん・ミスト)

データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性／皮膚刺激性

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

眼に対する重篤な損傷性／
眼刺激性

眼区分2Bの成分合計が99.2%のため、区分2Bとした。

呼吸器感作性

データ不足のため分類できない。

皮膚感作性

データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性

データ不足のため分類できない。

発がん性

区分1Aの成分が99.2%のため、区分1Aとした。

生殖毒性

(生殖毒性)

区分1Aの成分が99.2%のため、区分1Aとした。

(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分3(麻酔作用)の成分合計が99.2%のため、区分3(麻酔作用)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分3(気道刺激性)の成分合計が99.2%のため、区分3(気道刺激性)とした。
 区分1(肝臓)の成分が99.2%のため、区分1(肝臓)とした。

誤えん有害性 区分2(中枢神経系)の成分が99.2%のため、区分2(中枢神経系)とした。
 動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性) (毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとされた。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

水生環境有害性 長期(慢性) (毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとされた。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

生態毒性 データなし
 残留性・分解性 データなし
 生体蓄積性 データなし
 土壌中の移動性 データなし
 オゾン層への有害性 データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
 焼却処理をする場合は、珪藻土等に吸着させて焼却炉で少量ずつ焼却するか、もしくは焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。

汚染容器及び包装 関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

14. 輸送上の注意

国際規制 国連番号 1170
 品名 Ethanol

海上規制情報(IMDG)
 国連分類 クラス3
 容器等級 II
 海洋汚染物質 非該当

航空規制情報(IATA)
 国連分類 クラス3
 容器等級 II

国内規制 陸上規制情報 消防法、安衛法、などに定められている運送方法に従う。

海上規制情報 船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空規制情報 航空法に定められている運送方法に従う。

輸送に関する特別の安 情報なし
全対策

緊急時応急措置指針番号

127

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

エタノール

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

エタノール(安衛則別表第2の番号:205)(90%以上)
(営業秘密)

労働安全衛生法(令和8年
施行分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

エタノール

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

エタノール(安衛則別表第2の番号:205)(90%以上)
(営業秘密)

労働安全衛生法(令和9年
施行分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

エタノール

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

エタノール(安衛則別表第2の番号:205)(90%以上)
(営業秘密)

毒物及び劇物取締法

非該当

化学物質排出把握管理促進
法(PRTR法)

非該当

消防法

第4類 引火性液体 アルコール類(水溶性)

大気汚染防止法

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府
県への通達)

海洋汚染防止法

油性混合物(施行規則第2条の2)

有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1
第1号イ(81))

外国為替及び外国貿易法

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸
出令第2条別表第2の35の2の項)

船舶安全法

引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法

引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・引火性液体類(法第20条第2項、規則
第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速
道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

特定有害廃棄物輸出入規制
法(バーゼル法)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月
18日省令第12号)

化学兵器禁止法

有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)

16. その他の情報
参考文献

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

化学品ドキュメント管理プラットフォーム(CDPF) SDS作成システム「ChemValue.AUTHOR」により作成

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。

また、注意事項は通常の実施を前提としたもので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。